

生態系への影響が懸念されるネオニコチノイド系農薬の
調査研究等を求める意見書

ネオニコチノイド系農薬は、農業用のみならず、ガーデニング、建材の防腐剤、シロアリ駆除剤、家庭用殺虫剤など、様々な用途に広く使用されているものであるが、欧米では、2000年代から、ネオニコチノイド系農薬を一因とした、蜜蜂が越冬できずに消失し、働き蜂のほとんどが突然いなくなるなどの蜜蜂の群が維持できなくなるという事例、いわゆる「蜂群崩壊症候群」が多く報告されている。

そこで、EUにおいては、欧州食品安全機関が、ネオニコチノイド系農薬のリスク評価を実施し、ネオニコチノイド系農薬の使用が蜜蜂に被害を及ぼす可能性を指摘した。これを受け、EUの政策執行機関である欧州委員会は、2013年12月から、蜜蜂を保護する目的で3種類のネオニコチノイド系農薬の使用を一部制限した。

また、米国においても、農薬の登録審査を行う環境保護庁が、2015年4月、4種類のネオニコチノイド系農薬について、新たな使用方法を承認しないなどの措置を講じている。

一方、我が国においては、「蜂群崩壊症候群」は報告されていない中、農薬が原因と疑われる蜜蜂被害の調査や研究を行ってきたが、その原因をネオニコチノイド系農薬に特定するには至っていないため、特段の対策を講ずることができていない状況にある。

しかし、ネオニコチノイド系農薬は、欧米における調査結果や措置等に鑑みると、蜜蜂のみならず、蜜蜂以外の昆虫などにも影響を与える危険性がある。

よって、政府においては、ネオニコチノイド系農薬が生態系に与える影響の調査研究を行い、調査研究結果に応じた必要な検討を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）10月28日

札幌市議会

（提出先）厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに市民ネットワーク
北海道石川さわ子議員